
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 5 年下川町議会定例会を再開し、2 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、3 番 小原仁興 議員及び 4 番 中田豪之助 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 5 年下川町議会定例会 2 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、2 月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

2 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 1 件で、内容は条例改正 1 件でありました。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、2 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案 1 件、議会提案 1 件、合わせて 2 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、2 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、2 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りとします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 議案第59号「下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 提案理由を述べさせていただく前に、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

2月臨時会議の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用中にもかかわらず、全員の御出席を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

本臨時会議で提案いたします案件については、条例案件1件でございます。提案内容につきましては、提案時に申し上げますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第59号 下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正が令和元年5月に成立し、この改正法が令和6年3月1日に施行となることから、所要の改正を行うものであります。

主な制度の改正につきましては、本籍地以外での戸籍又は除籍の謄本の交付及び戸籍又は除籍証明書の交付が可能となります。

このことを受け、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が整備されましたので、これらに対応する証明事務等の追加を行うため、本条例の改正を行うものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 高屋鋪税務住民課長。

○税務住民課長（高屋鋪勝英君） それでは私の方から、下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本条例は、令和6年3月1日から施行されますが、まずは提案時期が本日となりましたことについて、御説明を申し上げたいと思います。

改正の基となる提案理由でも申し上げました政令及び省令は、令和5年12月6日制定であったため、12月定例会議での御提案は間に合わなかったものであります。また、政令の基本的な施行日は4月1日でありましたことから、3月定例会議の改正を予定しておりましたが、戸籍法に基づく事務に係る改正規定は3月1日からの施行となっておりますため、本日の提案となったものであります。時期の思い違いにより、施行日直前の本日の提案になりましたことについて、お詫びを申し上げます。

それでは、議案の説明資料にしたがいまして、御説明申し上げます。

まずは、戸籍、除籍謄本等の広域交付ができることとなっております。

広域交付とは、本籍地以外の市町村でも戸籍証明等を取得することができるようになることをいいますが、ただし、これは窓口交付のみとなっております、郵送請求ですとか、直系以外の第三者請求…この第三者請求とは、例えば行政の行う公用請求ですとか、弁護士などが行う職務上請求などをいいますが、これらに関しては、今までどおり本籍地への請求という形となっております。

次に、戸籍等の電子証明書提供用識別符号の発行についてでございます。

この識別符号というのは、いわゆるパスワードのことでありまして、英数字 16 桁で構成されます。有効期間は 3 か月となりますが、これを使用することによりまして、オンライン上で行う行政手続の際に、申請書と併せまして提示することにより、戸籍証明書の添付が不要となるものでございますが、実際の運用につきましては、下の方に記載のとおり、令和 6 年度末からを予定しているものでございます。

続いて、電子化された届書等情報の証明書の交付、または閲覧についてでございます。

これはいわゆる届出書等をスキャナーで画像化する、画像化された届出書のことをいいまして、これまで紙でしか保管されていみせんでしたが、画像でも保管されることからの対応ということで、届書等情報という形で追加をすることになってございます。

このそれぞれについて手数料を定めるということで、今回の一部改正という形になっております。

そのほかでは、戸籍届出時における戸籍謄本等の添付が原則不要となるという形になっております。

続いて、2 ページ以降の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

改正案の 1 の項と 2 の項につきましては、先ほどの広域交付に伴う改正という形になってございます。

続いて、改正案の 5 の項と 6 の項につきましては、先ほどの電子証明書提供用識別符号の発行に伴う規定の新設という形で追加をしてございます。

続いて、改正案の 7 の項と 8 の項につきましては、先ほどの電子化された届書等の情報が作成されることに伴いまして改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 今回の戸籍法の改正なんですけど、日本全国一律に戸籍を閲覧できるとのことなんだと思って見ております。

それです、これってセキュリティー上…大丈夫かっていう議論は、恐らく国会内でもあったんだと思うんですけど、自治体単位で、この仕組みに参加しないよっていう表明をしているところっていうのは、実際問題あるものなのか。参考までに聞かせていた

だきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
高屋鋪税務住民課長。

○税務住民課長（高屋鋪勝英君） こちらの改正に関して、参加しないという自治体に関しては、今のところ聞いてはおりません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 59 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 5 年下川町議会定例会 2 月臨時会議を閉会いたします。

午後 2 時 14 分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げたいと存じま

す。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた議案についてお認めいただいたことについて、深く感謝を申し上げます。

今後の行政運営、事務執行に適正に対応するよう努めてまいりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。お疲れさまでした。